

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年6月6日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障 (技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

平成18年6月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	3号機	活性炭ホールドアップ建屋排ガス真空ポンプ(A)の点検時、羽根車の反カップリング側付根部に浸食が認められたため、羽根車及びシャフトを交換	
2	3号機	逆洗弁ピットモータコントロールセンタ(3B)の点検時、制御回路に絶縁抵抗の低下が認められたため、当該回路を修理	
3	3号機	第1給水加熱器(B)の浸透探傷検査時、仕切板溶接線に線状指示模様は認められたため、当該部を溶接補修	
4	3号機	直流125V充電器盤(3C)の点検時、直流制御用遮断器に動作不良が認められたため、当該遮断器を交換	
5	5号機	主蒸気逃し安全弁及び主蒸気隔離弁漏えい検出記録計(TRS-2-166)において、印字不良が認められたため、当該部を点検・修理	
6	6号機	主蒸気逃し安全弁の分解検査記録において、備考欄に記載漏れが認められたため、検査記録を訂正	
7	集中環境施設	高温焼却炉設備グラニュータのドレン弁(R10-F532)において、操作ハンドルに破損が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	
8	集中環境施設	雑固体焼却設備建屋3階のラック室において、入口スロープの固定用ボルトに外れが認められたため、当該ボルトを取付け	
9	集中環境施設	雑固体焼却炉(B)において、プロセス空気フィルタ出口配管及びサポート架台基礎部に腐食が認められたため、当該部を補修塗装	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	その他	使用済燃料共用プール設備地下1階の所内用空気系配管において、止め弁(P51-F034)のシートリークによるエアリーク(微量)が認められたため、当該弁を点検・修理	
11	その他	「備品点検修理に伴う助勢業務委託」の完了に伴う会計処理伝票の発行忘れによる支払い遅れが認められたため、会計処理伝票の発行及び対応検討	
12	その他	固体廃棄物貯蔵所におけるドラム缶の移動作業中、内容物を表示した保管票の貼付されていないドラム缶(1本)を発見したため、台帳等との照合のうえ当該ドラム缶に保管票を貼付及び対応検討	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで